

論文審査の結果の要旨

いとう ただし

氏名 伊藤 正

本論文は、土地所有制度の観点からポリス社会の特質を分析し、古代ギリシアの歴史の変遷に新たな光を当てようとしたものである。古代ギリシアのポリスを市民共同体ととらえる著者は、その社会において分割地と共有地が存在していた構造に注目し、両者の調和的並立をポリスの特徴ととらえ、他方で、両者のバランスの崩れをポリスの衰退の現れとみる指標を定める。このような指標に基づき、実証的な研究を積み重ねた成果である本論文は、3部からなる。

第1部では前7、6世紀を考察の対象とし、ホメーロスの叙事詩とソロンの詩篇を主要史料として、上記の土地制度が成立する背景の解明を試みるとともに、ギリシア史研究上の難問の一つであるソロンの改革に新たな解釈を加える。すなわち、ポリス成立前夜においては、無主の土地を能力あるものが占有する権利を持っていたことをホメーロスの叙事詩から推定し、この有力者（貴族）たちの先占権（occupatio）行使を抑制することをソロンの改革の意義の一つとする見解を提示し、ここにポリスの独自性を指摘する。第2部では前5、4世紀にいたるまで村落共同体の共同利用に供されていた共有地の一部が、前4世紀後半になると特定個人に賃貸耕作に出され、ここに共同体内部の変質の兆候が見いだされると、碑文史料（ヘカトスタイル碑文）を分析して結論する。ヘカトスタイル碑文については、賃貸と売却のいずれを示す公文書であるかについて論争があり、後者と解する見方が最近復活し、この数年来優勢となっているが、これを賃貸と解する本論文はそれなりに論理の整合性を獲得しており、研究史上の意義は大きい。第3部では公有地の私的蚕食の問題を前面に立て、前4世紀後半からヘレニズム時代においてギリシア世界全体に公有地の私的蚕食という傾向が顕著であることを確認する。

ポリス社会における土地所有制度の重要性に注目する問題意識は、故村川堅太郎本学名誉教授以来、日本の古代ギリシア史研究において連綿として継承され、優れた研究成果が生み出されてきた。本論文もその系譜上に位置づけられるものである。土地制度の研究は法理が関係してしばしば複雑、錯綜し、研究史の整理ひとつとっても容易ではないが、著者がこの困難の多い分野の研究にたじろぐことなく専念し、本論文を完成させたことは評価でき、また、ポリスの盛衰の歴史に独自の輪郭を与えたことも、ポリス研究の一つのあり方として注目できる。

戦後の日本において有力であった共同体理論に発する問題意識に基づく本論文には、近年進捗のめざましい社会史あるいは民族誌（エスノグラフィー）の分野の研究成果に対する目配りがやや不十分なきらいもあり、若干の不満もないわけではないが、それは上記のような本論文の全体的意義をいささかも減ずるものではない。よって審査委員会は本論文が博士（文学）の学位に値するとの結論に達した。